

苫小牧市地域防災計画（風水害等対策編）の修正概要

1 主な修正内容

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に避難所、避難経路及び情報伝達等の考え方について明示することと定められたため、苫小牧市地域防災計画「風水害等対策編」について改正する。

【第2章 第2節 土砂災害の予防 関係】

ア 避難勧告等の適時的確な発令として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定。

イ 土砂災害警戒区域について避難所及び避難経路の選定等に関する事項等を定めるとともに、警戒区域ごとにハザードマップを策定。

ウ 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等に関する事項を記載。

【第3章 第1節 第5 土砂災害対策の流れ】

土砂災害対策の流れについて、気象台が発表する注意報、警報等に基づいた市の土砂災害対策について、警戒体制、住民避難までの作業フローを新たに追記。

2 その他

平成26年に修正した「地震・津波災害対策編」の修正内容と整合性を図るための文言整理等の修正及び時点修正。